

環境、治水、利水についての総合的な検討 ・ 利 水

環境、治水、利水についての総合的な検討

意見書本文の記述

環境、治水、利水についての総合的な検討

環境、治水、利水についての総合的な検討(支川代替案)→参考

環境、治水、利水についての総合的な検討(本川代替案)→参考

利 水

意見書本文の記述

利水(1) 水需要管理

利水(2) 利水者会議

利水(3) 川上ダム

利水(4) 丹生ダム①

利水(5) 丹生ダム②

意見書本文の記述

意見書本文の記述

・しかし、ダム建設については、治水・利水面から先行的に計画が検討され、その上でダムが建設された場合の環境への影響についての検討が行われ、環境への影響は「小さい」あるいは「影響は回避、低減される」と結論づけており、上記の考え方が十分に反映されているとはいえない。

・治水、利水に比べて環境に係わるデータの蓄積が乏しいとはいうものの、かけがえのない琵琶湖・淀川水系の環境の保全と再生のために、これまでの河川整備が与えてきた河川環境への影響を真摯に受け止め、治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で、環境・治水・利水を総合的に検討することを求める。

環境・治水・利水についての総合的な検討

治水・利水・環境は河川整備計画原案における総合的な検討の中で同列に扱っており、どれかが劣後するという考え方を取るものではない。

- 環境については、目標設定や定量的評価が難しいので、治水・利水と同様の技術的評価はできないものの、劣後に扱っているわけではない。
- 例えば、ダムについては、他の代替案を十分に検討した上で、どうしても必要な場合にのみ採用することとしている。
- また、ダムを採用する場合には、現地の十分な調査に基づき、専門家等の意見を聴きながら環境影響の評価を行っている。
- 河床掘削などの河川改修にあたっては、自然環境の保全・再生を考慮した川づくりを行うこととしている。

環境・治水・利水についての総合的な検討(参考1)

原案における治水対策の検討では、ダムありきではなく、環境への負荷も考えてダム以外のいろいろな方策を検討

○木津川上流(上野地区)は、下流に影響を与えない対策とする必要があり、様々な貯留施設を検討

対策案	費用	工期
①遊水地の新設 (遊水地内の掘削を含む)	約 990億円	工事に11年以上必要 ・掘削土砂の搬出のため長期にわたり周辺交通に影響 ・340人の地権者の同意が必要
②水田を活用して貯留	約 920億円	・2300人にのぼる地権者の同意を得る目処が立たない
③ため池を活用して貯留	約1,100億円	・480箇所のため池の改良に48年以上必要

ちなみに、事業中の川上ダムは周辺の工事がほぼ終了しているので、

○川上ダムを建設	約 770億円以下 (治水のみ710億円)	今後約7年
----------	--------------------------	-------

社会的実現性や経済性を考慮すると①～③案は困難。継続的に事業を行っており、地元の理解も得ている川上ダムしか実現性がない。なお、木津川下流についても川上ダムにより戦後最大洪水への対応が可能となる。

環境・治水・利水についての総合的な検討(参考2)

○淀川本川では、中上流部の改修後も計画規模の洪水を計画高水位以下で安全に流下させることが必要



まずは、新規ダム以外の方策について検討

対策案	費用	工期
①淀川本川流下能力の向上 ・掘削と同時に約100本の橋脚補強が必要	約 710億円 橋脚補強約310億円 は将来の二重投資	約10年
②洪水流下の支障となる淀川本川の 橋梁を架替(9橋)	約4,100億円	橋梁架替に50年以上必要
③天ヶ瀬ダムの貯水池を掘削し容量を拡大	約1,500億円	掘削土砂の搬出に14年以上必要
④遊水地を整備	約2,070億円 *ただし、必要容量を 確保できない	掘削土砂の搬出に30年以上必要 ・本来洪水から守るべき土地を潰す こととなり地元の理解が得られない

ちなみに、事業中の大戸川ダムは周辺の工事が進展しているため

○大戸川ダムを建設	約 480億円以下	今後約10年
-----------	-----------	--------

社会的実現性や経済性を考慮すると①～④案は困難。継続的に事業を行っており、地元の理解も得ている大戸川ダムしか実現性がない。

意見書本文の記述

意見書本文の記述

・整備局は水需要管理の具体的施策として、水需要の抑制、水利権の精査・見直しと用途間転用、既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを掲げており、川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発や、丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保という具体的な課題において、これらの施策に積極的に取り組む必要がある。

・但し、水需要管理においては、地域ごとの生活、歴史や文化を尊重したきめ細やかな対応が重要であることから、既存施設の維持・有効利用も含めて、「原案」で示された「常設の利水者会議」を早急に立ち上げ、川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発や、丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保等について、整備局が積極的に調整することを求める。

利水(1) 水需要管理

節水型社会を形成していくため利水者や利用者と連携して粘り強く継続的に取り組む

- 水需要の抑制により河川からの取水量を減らすことは、琵琶湖の水位低下の緩和や河川の豊かな流れを回復するために重要と認識している。節水型社会を形成していくためには、市民の生活スタイルの変化が必須であることから、利水者や利用者と連携して粘り強く継続的に取り組んでいく必要がある。その努力の結果、水需要が抑制され取水量が長期的、安定的に少ない状況で推移するようになれば、利水者の水需要を精査して水利権の見直しを適切に実施する。
- ただし、水利権が見直されても、その水源は利水者が費用を負担した財産であり、不測の事態に対しても市民の飲み水を確保しておきたいという地域や利水者の強い思いがある。水源の転用については、将来の需要や水資源開発施設の供給能力低下にともなう利水安全度の変化を十分見極めた上で、利水者が判断するべきである。
- また、水源の転用により、新たな水資源開発施設によらずに取水が増えることは、水系全体としては、現状より利水安全度の低下となる。近年の少雨傾向によって既存の水資源開発施設の供給能力が低下しており、今後の気象状況の変化によりさらなる低下が懸念されることから現時点において、河川管理者が利水者に対して転用を強く求めることは適切でない判断している。

利水(2) 利水者会議

利水者会議設立・常設化に向け、努力

- 利水者会議は、これまで渇水時に渇水調整を行うために開催されてきた渇水対策会議を常設化し、平常時からの情報交換による渇水調整の円滑化、水需要抑制を進めるための利水者との連携、平常時からの水利用の情報交換による効率的な水運用などを目指すものである。
- 河川管理者としても、気象状況の変化に対応して水利用の安定化を図るとともに、節水型社会に向け、節水意識の浸透や節水型の生活スタイルの普及など市民生活に水需要の抑制が取り込まれるような水需要抑制策の具体化を利水者と連携して進める場として重要と認識している。
- 今後さらに利水者との調整を重ね、利水者会議の常設化を図り、節水型社会を目指す水利調整に粘り強く取り組んでいく。

利水(3) 川上ダム

伊賀水道用水のために新規水資源開発が必要

- 伊賀水道用水の利用者である伊賀市は、これまで地下水や溪流取水、河川水の豊水利用など不安定な水源しかなかった伊賀地域において、川上ダムによる安定した水源が確保されることを切望している。
- 伊賀水道用水の水源として、大阪市が青蓮寺ダムに保有する水源を転用するという委員会よりの提案については、これまで個別に調整してきたものの、大阪市は市民の財産である水源を引き続き保有するという強い意向を持っており、そのような水源転用の見込みはない。
- また、水源の転用により、新たな水資源開発施設によらずに取水が増えることは、水系全体としては現状より利水安全度の低下となる。近年の少雨傾向によって既存の水資源開発施設の供給能力が低下しており、今後の気象状況の変化によりさらなる低下が懸念される。
- したがって、伊賀水道用水のために川上ダムにおける新規水資源開発が必要である。

利水(4) 丹生ダム①

琵琶湖利用低水位を下回らないようにすることが水利用上重要であるという異常渇水対策の説明は、琵琶湖利用水位についての申し合わせと整合

- 昭和47年3月27日の申し合わせは、琵琶湖利用低水位をB. S. L. -1.5mとし、利用低水位を下回る場合を非常渇水時における操作として、建設大臣(現国土交通大臣)が関係府県知事の意見を聴いて操作を決定することとしたもので、長年にわたる上下流対立の調整のたまものとして、最終的に関係府県で合意されたものである。
- 利用低水位B. S. L. -1.5m まで琵琶湖を利用することにより、下流の水利用に必要な補給を実施している。
- しかし、自然の湖である琵琶湖は、異常渇水により水位が低下すれば、取水制限等により利用低水位を下回らないように努めても、結果的に利用低水位を下回ることが起こり得る。水位低下対策は、琵琶湖水位が万一B. S. L-1.5m以下に低下しても県民生活に支障を与えないよう「補償対策水位・基準水位-2.00メートル」としたものである。
- 琵琶湖が利用低水位を下回る場合には、水利用については人道上必要な最小限の取水、維持流量については生態系維持上必要な最小限の供給とすることが上下流の共通認識。そのような状況下では水利用は極めて厳しく制約されるため、利用低水位を下回らないようにすることが琵琶湖の水利用に関してこれまでに醸成された地域の共通認識である。

利水(5) 丹生ダム②

異常渇水対策として、淀川において過去実際に発生した渇水への対応は必要
現状では、水需要の抑制、取水制限、維持流量の削減で対応できるとは到底考えられない

- 過去実際に起こった昭和14～16年の渇水が再度発生すれば、淀川の水を利用する1700万人の市民生活や企業の社会経済活動には甚大な被害を発生する。
- 平成6年の大渇水でも、もし水位が一時的に回復していなければ、同等の大渇水となっていた可能性がある。降水量の長期的な減少傾向や年変動の増大を踏まえると、今後、さらに大きな渇水が発生する可能性は高い。
- 既往最大規模の渇水が発生すると、水需要抑制の今後の取り組みの効果を見込み、利水者の協力を得られるギリギリの厳しい取水制限を実施し、さらに取水制限とあわせて維持流量を削減したとしても、琵琶湖は利用低水位を下回ると推定される。
- 琵琶湖水位－90cmから実施している現状の取水制限をさらに早めると、取水制限の大幅な長期化や結果的に不要な取水制限の大幅な増加をまねく。また、最大20%の現状の取水制限率をさらに強化すると断水の発生を引き起こす。いずれも、市民の理解を得ることは極めて困難であり、現状では利水者が合意して実施できるものではない。
- 現状の水利用や維持流量はこれまでの長い歴史の中で形成されてきたものであり、取水制限等渇水時の対応もこれまでの幾度もの渇水経験を経て地域で醸成されてきたものである。このような経緯を踏まえたうえで、今後の気象状況の変化も見据えた異常渇水への対応を考えれば、できる限りの備えをとることが必要である。